

■ 河川の景観

- ・ 椎葉村を源流とし蛇行を繰り返しながら日向灘に注ぐ耳川は、深い渓谷を形成しており、周囲の緑とともに美しい自然景観となっています。
- ・ 若山牧水生家のそばを流れる坪谷川は、周囲の緑とともに美しい自然景観を創り出しており、夏になると河川プールとして開放され、たくさんの子供たちで賑わいます。
- ・ 本市の南部を西から東に流れる石並川は、その河川沿にキャンプ場が整備されており、一体となって美しい景観を創り出しています。
- ・ 塩見川は、本市の中心部を流れる川として市民に親しまれています。



▲耳川と冠岳



▲坪谷川



▲石並川とキャンプ場



▲塩見川

5-1-(2) 歴史的な町並み資源

■ 歴史的な景観（美々津地区）

- ・ 美々津地区は、昭和61年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、港町として栄えていた頃の建物が今でも数多く残っています。
- ・ 地区内の民家の郵便受けは、建物の色と調和し、お舟出のデザインで統一されているのが特徴的であり、地域住民の方々の理解と協力により美しい町並みが保たれています。



▲廻船問屋「河内屋」跡



▲美々津地区の復元された井戸



▲美々津町並みおやすみ処



▲美々津地区の町並み

5-1-(3) 新しい街並み資源

■ 街なかの景観（日向市駅周辺）

- ・日向市駅周辺では、日向地区連続立体交差事業を契機として土地区画整理事業を進めており、日向入郷地区の新しい「顔」として、地域住民が一体となった景観づくりが行われています。



▲日向市駅駅舎



▲再生された新しい街並み



▲地元の杉を使用した駅舎



▲地元の杉を使用した庇(ひさし)

■ 沿道の景観

- ・ 国道10号沿いには屋外広告物が乱立している箇所もあり、統一感に欠け景観を損ねています。
- ・ 植栽や花など、景観に配慮した道路もあり、ドライバーや歩行者に安らぎを与えてくれます。
- ・ 一部の植栽には空き缶やたばこの吸殻の投げ捨ても見受けられ、景観の阻害が懸念されます。



▲国道10号沿いの屋外広告物



▲国道10号沿いの屋外広告物



▲建物を植栽により修景



▲お倉ヶ浜総合公園付近の植栽

5-1-(4) 文化を育む緑豊かな資源

■ 山の景観

・ 海岸側の山々

パラグライダーの滑走地がある米ノ山、桜並木が連なる櫛の山など、市民の憩いの場として親しまれています。

・ 市の東部から西部に連なる山々

春は山桜が咲き、秋は紅葉が楽しめる冠岳や、若山牧水の歌にも詠われた尾鈴の山々がそびえており、本市の自然を満喫することができます。



▲米ノ山



▲櫛の山



▲冠岳の山桜



▲尾鈴連山（牧水生家上の展望所より）

■ 坪谷地区の景観



牧水の里の南側にそびえる尾鈴の山々は、建物などに阻害されることなく、ふもとの農地と一体となって美しい景観を創り上げています。



牧水生家のそばを流れる坪谷川は、澄んだ水が緩やかに流れています。冬は静寂な雰囲気ですが、夏になると河川プールが開放されて子供たちの笑顔や歓声で溢れ、季節によって違った様子をみせます。



周囲の山並みの中に点在する集落は、建築物の高さを抑えるなどの工夫により、訪問者に違和感のない農村景観を創出しています。

5-1-(5) 港が育てた資源

■ 細島港の景観



細島港は、入り組んだ地形によりしけの影響を受けにくい形状をしています。湾内では、穏やかな波を利用したいけす漁が行われており、夏場は海水浴の子供たちで賑わいます。



細島験潮場は、国内に残存する験潮場建屋としては、最古のものであり、近代化遺産として重要な位置をめています。



港には、漁を終えた漁船が係留しています。細島みなと祭りでは、細島八幡宮のご神体をのせた神輿が、はためく大漁旗に守られて海上をパレードする御神幸も行われ、航海安全と大漁を祈願します。

■ 細島港の周辺の景観



湾の南側の丘陵地には、海面の状況を確認するため、自然発生的に住宅地が形成されており、周辺の山地に調和した漁村景観を創出しています。



斜面には密集して住宅が建築され、一部緊急車両の進入が出来ない箇所があり、現在、住環境・防災の向上などを目的とした住宅市街地総合整備事業を展開しています。



細島商業港の南に位置し、600年の歴史をもつ妙国寺の庭園は、岩盤の露出した山野風景を利用した名庭で、山景を利用して池、谷、山、滝などを配し、均整のとれた庭園美を見せてくれます。

5-1-(6) その他の自然、歴史・文化、生活資源

■ 公園などの景観

- ・日向岬グリーンパークや日向サンパークは背後の日向灘と一体となって美しい景観を創り出しています。
- ・平岩地藏尊には、防火神として勝軍地藏尊座像が祀られています。



▲日向岬グリーンパーク



▲日向サンパーク



▲平岩地藏尊



▲観音滝

■ 祭り・イベントの景観

本市では、日向ひょっとこ夏祭りをはじめとして、各地区で様々な祭りやイベントが開催されています。

- ・日向ひょっとこ夏祭り（8月）

ひょうきんな表情をしたひょっとこ達が体をくねらせながら踊る、塩見永田地区に伝わる郷土芸能「ひょっとこ踊り」を中心としたユニークな祭り

- ・おきよ祭り（9月）

神武天皇のお舟出の際に、「おきよ、おきよ」と寝ている人々を起こして廻ったことにちなんだ祭り

- ・日向十五夜祭り（9月）

日向十五夜祭りは、富高にある八幡神社の「例祭」で、塩見川と富高川の合流点付近にあった「宝蔵ヶ島」で、竜神に助けられた事に対するお礼参りとして行われる祭り

- ・牧水祭（9月）

牧水の命日に行われる祭りで、碑に酒を注ぎ牧水の代表作の朗詠や講演会・短歌大会などが開催される。



▲日向ひょっとこ夏祭り



▲おきよ祭り



▲日向十五夜祭り



▲牧水祭

5-2 景観資源の要素一覧

	大地の活動と黒潮が創り出した資源	歴史的な町並み資源	新しい街並み資源
自然地形	○海…日豊海岸国定公園に指定された、変化に富む海岸線 白砂青松の砂浜 ・お倉ヶ浜（日本の渚100選） ・伊勢ヶ浜（日本の水浴場88選） ・金ヶ浜 - 柱状節理で形成された海岸 ・馬ヶ背、クルスの海 ○山…憩いの場である海岸側の山々 ・米ノ山、櫛の山	○河川 ・地殻変動により深い溪谷を蛇行しながら日向灘に注ぐ	○河川 ・市街地の中心部を流れる塩見川 ・塩見川河川敷の桜並木 ○山 ・若宮公園（中心部の公園） ・石櫃山（中心部の緑地）
資源ポイント	○公園の景観 ・日向岬グリーンパーク ・日向サンパーク	○歴史的な町並み ・美々津の町並み（美しい日本の歴史的風土100選）	○市の顔となるシンボル性の高い街並み・日向市駅周辺の街並み ○旧来からの歴史と文化の発祥地・幕府直轄地
人々の活動	○賑わいを生み出す祭り・イベントの景観 ・日向市長杯のりのりカップinお倉ヶ浜（10月） ・WQS世界大会（10月） ○四季を彩る花の名所 ・櫛の山（桜）	○賑わいを生み出す祭り・イベントの景観 ・おきよ祭り（9月）	○賑わいを生み出す祭り・イベントの景観 ・日向ひょっとこ祭り（8月） ・日向十五夜祭り（9月） ○取り組み ・ひまわり植栽運動

	海岸地区の景観	美々津地区の景観	日向市駅周辺地区の景観
地区別に見る景観の特性	 当地区は、お倉ヶ浜や伊勢ヶ浜などの砂浜と馬ヶ背やクルスの海などのリアス式海岸により変化に富んだ海岸線を形成し、その自然地形を活かした公園が整備されるとともに、サーフィンなどのスポーツイベントが開催されるなど、本市を象徴する資源が数多くある地区である。	 耳川の河口に位置する当地区は、昭和61年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、江戸～明治時代にかけて経済・文化交流の拠点として栄えていた頃の建物が今でも数多く残っている。また、おきよ祭りや立磐神社など神武天皇に由来する資源が残る地区でもある。	 当地区では、日向ひょっとこ祭りや、日向十五夜まつりが毎年開催されており、本市の賑わいの中心として重要な役割を果たしている。また、鉄道高架に伴う駅舎の新築や土地区画整理事業により、景観まちづくりについては市内で先行して取り組んでいる地区でもある。

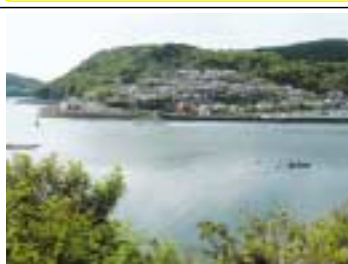
文化を育む緑豊かな資源	港が育てた資源	その他の自然・歴史・文化・生活資源
○山…自然豊かな本市西部の山々 ・尾鈴山系 ・九州自然歩道 ○河川 ・耳川の支流である坪谷川	○海 ・防波機能を有した天然の内陸湾 ○山 ・米ノ山、牧島山	○山 ・冠岳 ○木・滝 ・世界一のハナガガシ ・観音滝 ○川 ・キャンプ場が整備されている石並川 ○海 ・七ツバエ、御光の燈
○公園の景観 ・牧水公園 ○建築物の景観 ・若山牧水生家、旧家 ・民家の石垣	○人々の生活と漁業によって生み出された港の景観 ・丘陵地の密集した住宅地 ・細島商業港、市場、験潮場 ○公園や庭園の景観 ・御銚ヶ浦公園 ・妙国寺庭園	○産業によって生み出された工業地帯の景観 ・細島工業地帯 ○寺社や公園などの景観 ・平岩地藏尊 ・西城公園 ・権現崎公園
○四季を彩る花の名所 ・牧水公園（つつじ）	○賑わいを生み出す祭り・イベントの景観 ・細島みなと祭り（7月） ・細島獲れとれうめもん祭り（11月） ○四季を彩る花の名所 ・細島桜ヶ丘（桜）	○賑わいを生み出す祭り・イベントの景観 ・平岩地藏尊大祭（2月） ○四季を彩る花の名所など ・冠岳（桜、紅葉） ・細島桜ヶ丘（桜） ・黒田氏バラ園（バラ） ・お倉ヶ浜（菜の花）

坪谷地区の景観



当地区は、尾鈴山系の西林山をはじめとする山々に囲まれ、耳川の支流坪谷川沿いに集落が点在するとともに、若山牧水生誕の地としても知られており、自然豊かで文化漂う地区である。また、野々崎眼鏡橋や坪谷橋などの石橋や民家の石垣など、石の文化が垣間見える地区でもある。

細島地区の景観



当地区には、自然の恵みがもたらす天然の良港により、古くから港を望む丘陵地に自然発生的に形成された漁村集落がある。また、旧高鍋屋旅館や関本勘兵衛家住宅などの文化財が多数あり、良港による海の拠点として栄えていた風情が伺える地区でもある。

市内に点在する景観



左記5地区以外にも、市内には自然及び歴史・文化景観資源が点在している。また、地域独自の生業による景観が、その地域の郷土文化となり風土となっている。

5-3 骨格的な景観要素の位置付け

ここでは、特徴ある景観づくりを進めるうえで、大きな要素となる景観軸や景観拠点を位置付けます。

5-3-(1) 景観軸

[1] 海岸の景観軸

本市の海岸線を「海岸の景観軸」と位置付け、自然環境の保全と再生を図りつつ、景観を楽しむ軸としての充実を図ります。

☆日豊海岸国定公園の自然景観の保全



[2] 河川の景観軸

耳川、塩見川の水辺空間を「河川の景観軸」と位置付け、自然環境の保全と再生、親水性の創出などを図るとともに、河川沿いの地域の個性を活かした街並み景観軸としての充実を図ります。

☆耳川の自然景観の保全、市街地を貫流する塩見川



[3] 緑の景観軸

市の南部や西部の中山間地の緑地や山林などの空間を「緑の景観軸」と位置付け、積極的に保全を図りつつ、人々が緑豊かな景観を楽しむ軸としての充実を図ります。

☆自然と生活の営みとが調和した景観の保全



[4] 道路の景観軸

市内の東西南北を結ぶ主要な道路を「道路の景観軸」と位置付け、沿道における緑化を推進し、美しい沿道の景観形成を図ります。

☆幹線道路の沿道景観の向上



5-3-(2) 景観拠点



[1] 大地の活動と黒潮が創り出した資源

本市が誇る貴重な景観として日向岬、お倉ヶ浜、金ヶ浜などの海岸線を「海辺の景観拠点」に位置付け、景観と海辺を楽しむ拠点づくりを進めます。

☆国定公園及び周辺景観の保全の推進

[2] 歴史的な町並み資源（美々津地区）

歴史的な建造物が残る美々津の町並みを「歴史・文化の景観拠点」と位置付け、周辺地域についても、その良さや歴史性を活かした景観形成を図ります。

☆伝統的建造物、寺社及び祠など

[3] 新しい街並み資源（日向市駅周辺地区）

本市の中心である日向市駅周辺地区を「市街地の景観拠点」と位置付け、日向入郷地区の玄関口としての顔づくりと賑わいの中にもまちの個性が活きた景観形成を図ります。

☆日向市駅を核とした景観形成

[4] 文化を育む緑豊かな資源（坪谷地区）

坪谷地区に広がる農地や山林を一体的に「緑・文化の景観拠点」に位置付け、人々の交流の場となる拠点として景観形成を図ります。

☆坪谷地区を中心とした中山間部の景観形成

[5] 港が育てた資源（細島地区）

細島港及びその周辺を「生活の営み拠点」と位置付け、そこでの生活の営み及び漁港ならではの食の文化を十分に啓発しながら、景観形成を図ります。

☆漁港及びその周辺、斜面地の住宅

第6章 景観まちづくりを推進するために

6-1 景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進するためには、市、市民及び事業者が景観まちづくりの目標を共有した上で、それぞれが互いの役割を認めつつ、工夫とアイデアのもとに活動を展開することが重要です。それには、市民、地域の住民、NPOなどの主体的な取り組みや、様々な技術や経験を有する事業者の活動を促進するとともに、これらの活動との連携や協調、さらには行政との協働を図る必要があります。

このため、地域住民による景観形成の独自の活動、自然や歴史の保護などのテーマを持った市民団体などの活動を推進し、育てるための支援策の充実を図ります。

また、他部門（観光、環境、防災、福祉など）との連結を強化するなど、推進体制の確立を図り、総合的な景観まちづくり（公共施設整備における景観の重視、モデル地区における地区住民との景観まちづくり、先導的事業の実施）を進めます。

美しく生き生きとした景観は、調和や統一のみを求めるだけでなく、人々の日々の営みや価値観に基づく多様な試行の蓄積によって生まれるものであり、市民一人ひとりの、あるいは地域の個性を尊重し、その上で地域や市全体と調和した、美しく生き生きとした景観まちづくりを目指します。

基本理念や目標の共有

【多様な活動の推進】

- ・住民個々による景観まちづくり
- ・テーマ型の市民団体などの自由な活動
- ・事業者による景観まちづくりなど

【地域における活動の推進】

- ・地域住民や事業者などによる地域単位での景観まちづくり
- ・地域での景観まちづくりルールの確立
- ・地域での活動（自治会、学校）など

【行政による景観まちづくりの推進】

- ・他部門と連結した総合的な景観まちづくり
- ・職員の意識の醸成、情報の収集
- ・公共施設やモデル地区での先導的な整備
- ・市民活動への支援
- ・条例の制定、体制の充実 など

6-2 推進施策の体系

下記の体系に基づいて、景観まちづくりを推進します。



6-3 先導的に取り組むべき景観まちづくり

6-3-(1) 先導的景観まちづくりの推進（行政）

現在、進めている各種計画や事業と連結して、景観まちづくりの推進を図ります。

■ まちづくりに関連する具体的プロジェクト

事業名・計画名	内容及び所管課	実施地区
日向市観光振興計画 (～「牧水」から「お舟出」へ～環境保全散歩みち(フットパスプロジェクト))	本市の魅力である海(馬ヶ背、お倉ヶ浜、大御神社など)、川(耳川など)、山(牧水公園など)、まち(美々津など)の魅力を守り、育てるために環境保全や景観保全の取り組みを行い、フットパスなどにより、耳川～美々津～日向岬・大御神社に至るウォーキングネットワークの形成を図る。 所管課：観光振興課	馬ヶ背、お倉ヶ浜、金ヶ浜、美々津、耳川、牧水公園など
新日向市観光資源連携活性化計画	合併を契機にそれぞれの地域が持つ固有の地域資源や観光資源をもう一度見直しながら、新市域におけるそれぞれの役割と機能を住み分けすることにより、日向の新たな交流魅力拠点として磨き上げ、さらに、拠点間の連携と強化を図ることで新しい日向のブランドづくりと観光地としての求心力を高める。(事例：耳川を機軸とし、東郷地域や美々津地区の自然環境を活用した観光体験メニューの開発・実施) 所管課：観光振興課	東郷地区、美々津地区
耳川河川改修事業	耳川の河口部(立縫・幸協地区)において、美々津伝統的建造物群保存地区や河口の水辺空間の景観保全に配慮した治水計画について地域と行政が一体となり検討を行う。(平成20年度から地元に検討組織を設置予定) 所管課：建設課、日向土木事務所	美々津地区、幸協地区
交流拠点施設整備計画	本市及び入郷地区の交流拠点となる施設づくり 所管課：市街地整備課	日向市駅周辺地区
住宅市街地総合整備事業	密集した漁村集落に道路を配置し、住環境・防災の向上を図る。 所管課：建設課	細島東部地区
公共駐車場整備事業	中心市街地内に整備する公共駐車場として、周辺の交流施設との景観に配慮した施設づくり 所管課：まちづくり政策課、市街地整備課	日向市駅周辺地区
商業集積整備事業	商業施設の集団化に伴い、各街区における街区会議を開催し、街並み景観に配慮した新設店舗の協調建替えを促進させる。 所管課：市街地整備課	日向市駅周辺地区
地区計画事業	建築において一定の約束事を定め、良好な街並み及び住環境の整備を図る。 所管課：まちづくり政策課	日向市駅周辺地区、財光寺南地区
杣木線道路改良事業	公民協働の理念に基づき、地域と行政が一体となった道路計画を進めている。みちづくり意見交換会の開催、杣木みちづくりだよりの発行など、みちづくりにおける情報公開に努めながら、自然石積みの棚田などの沿道景観と調和した道路づくりを進めている。 所管課：建設課	杣木地区
牧水郷農山村再生計画	道路網の整備を行い、生活の利便性と地域間の交流の活性化の向上を図る。 所管課：土木課	東郷地区(林道：横瀬広瀬線)

■ 庁内での確認体制の充実

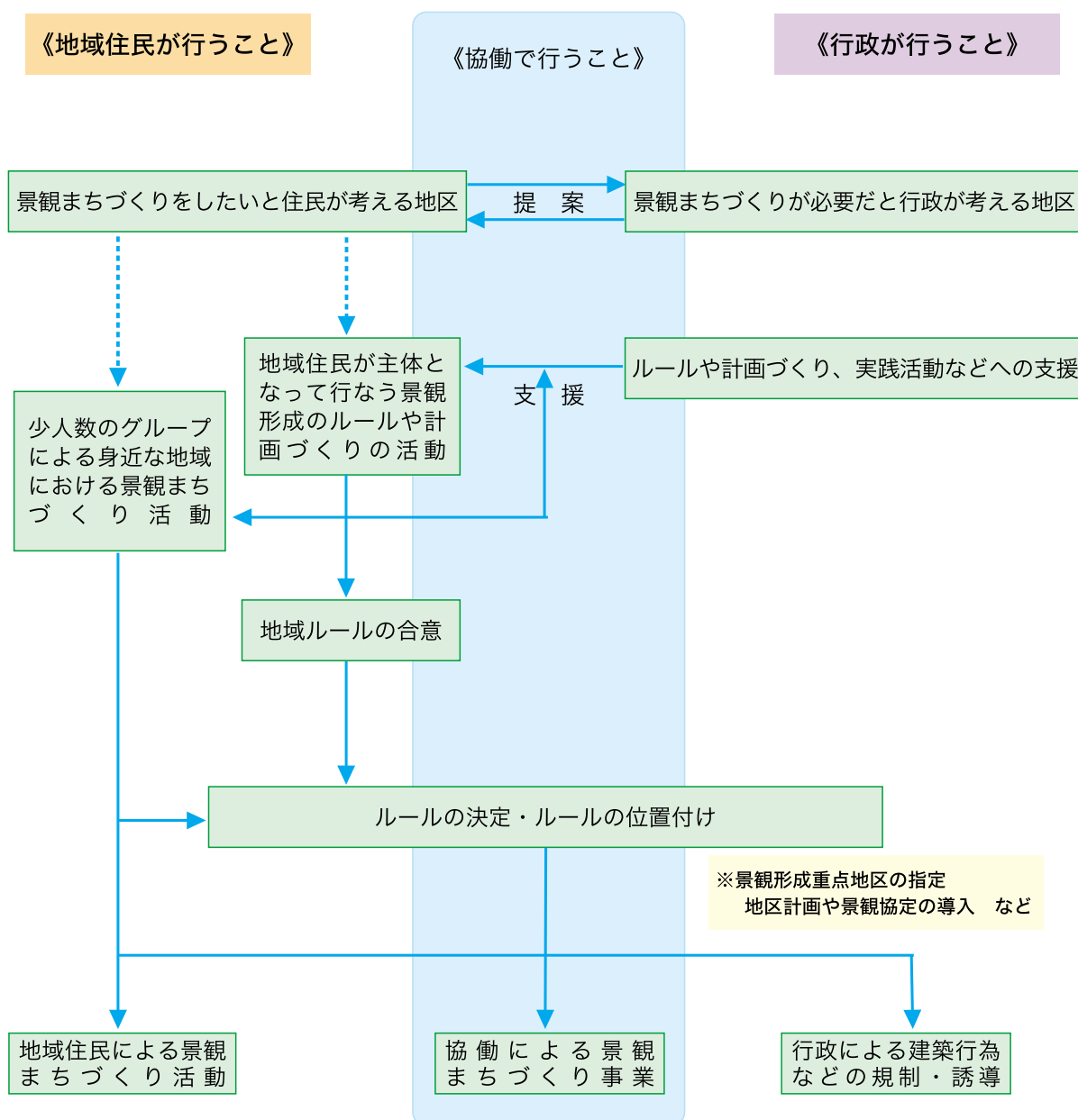
上記以外の公共事業においても、景観に関する事項を事前にチェックし、景観診断を行いながら、行政内部の意識の向上と公共施設の景観の底上げを図ります。

6-3-(2) 地域における景観まちづくり活動の推進（地域）

多様な個性を持つそれぞれの地域において、景観まちづくりの基本理念と目標を市、住民及び事業者が共有するために、地域における主体的なルールづくり、少人数のグループによる景観まちづくり、身近な景観資源を育む活動などを推進します。

- ◆地域住民が主体となって行なう景観形成のルールや計画づくりの活動支援
- ◆景観まちづくり活動や活動成果（計画やルール）に対する明確な位置付け

【身近な地域における景観まちづくりの考え方】

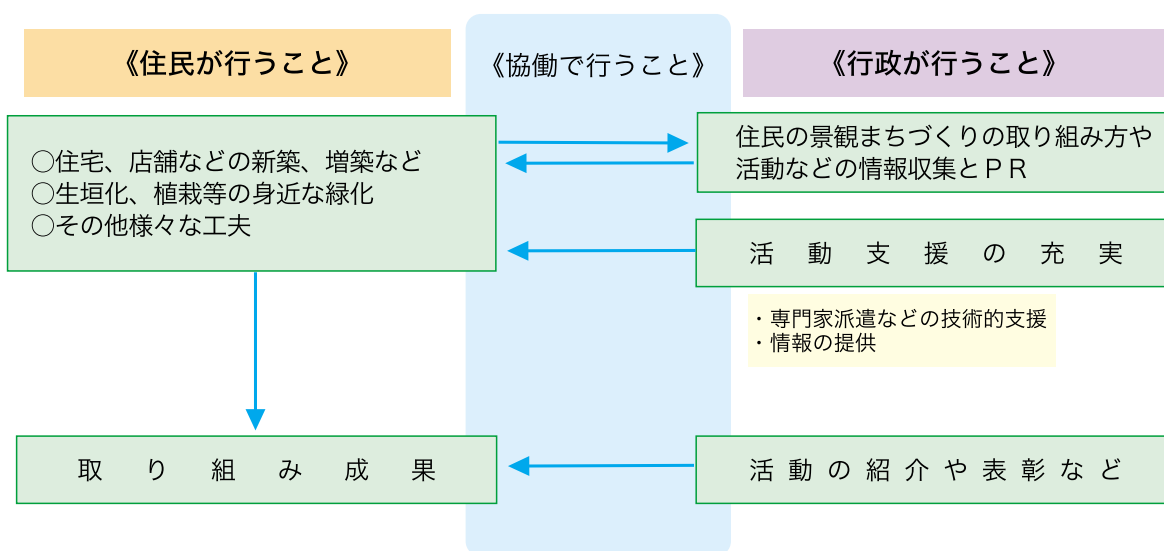


6-3-(3) 市民の多様な景観まちづくり活動の推進（住民、グループ）

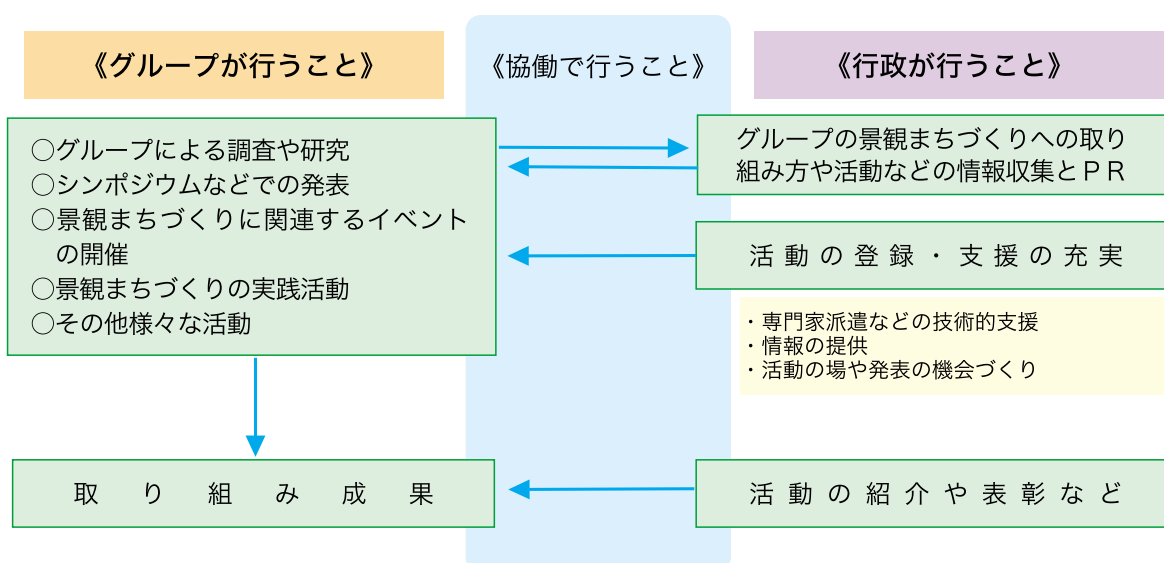
地域における景観まちづくり活動の推進と併せて、個々の住民やグループによる多様で創意に満ちた景観まちづくりを推進するとともに、行政はその支援の充実を図ります。

- ◆住民一人ひとりやグループ活動に対する支援の充実
- ◆住民による景観まちづくり活動情報の周知とネットワーク化
- ◆市民活動グループの登録などによる活動環境の充実と支援
- ◆景観まちづくり活動に対する表彰制度の新設

【住民一人ひとりの景観まちづくりの考え方】



【グループにおける景観まちづくりの考え方】

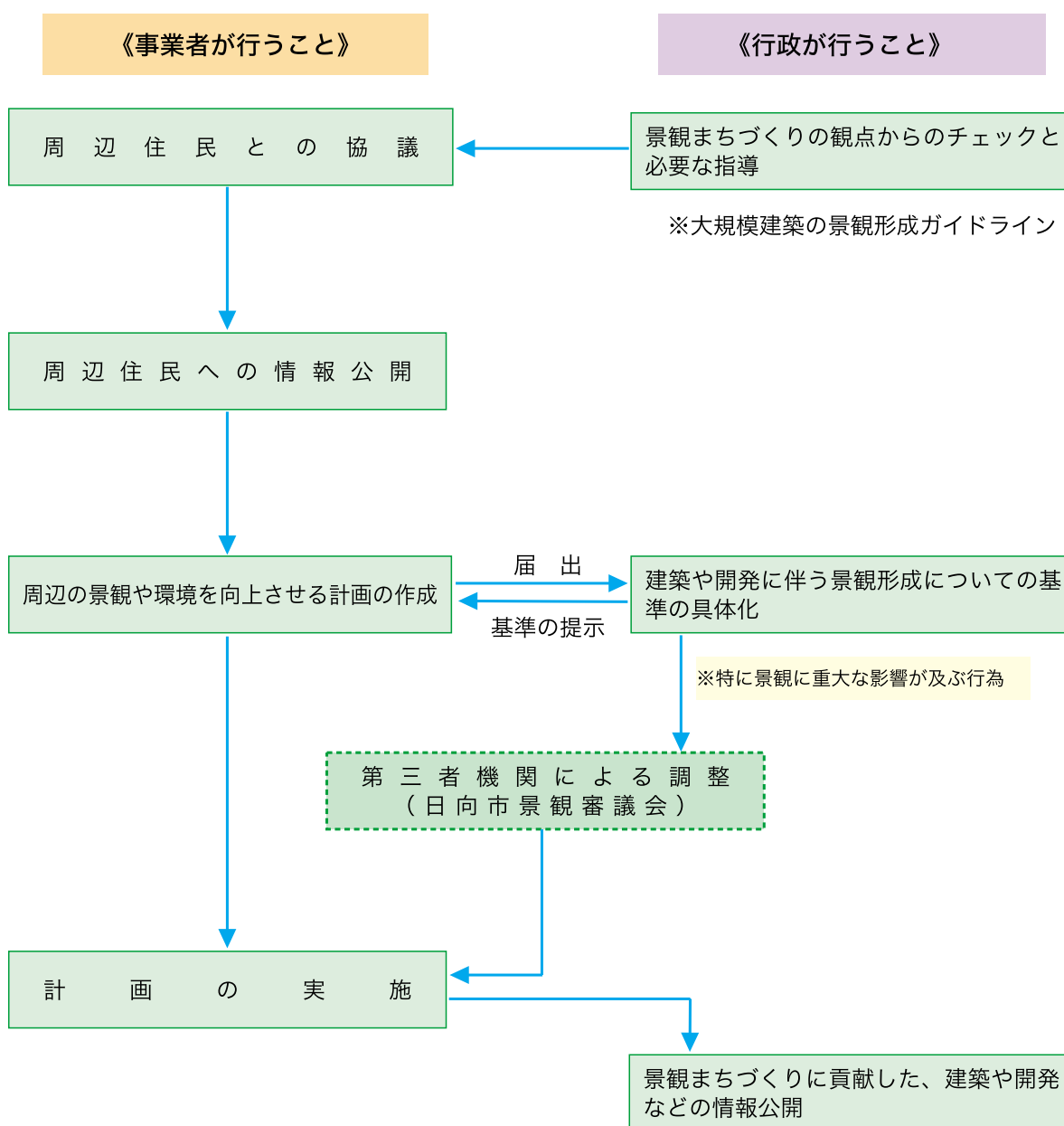


6-3-(4) 周辺環境と調和した大規模建築物等の規制・誘導（事業者）

共同住宅、商業施設、工場及び屋外広告物など、まちの景観に大きな影響を与える大規模建築物等の建築や開発事業については、事業者も景観まちづくりの主体であるとの考えを基本に、今後作成する指針に基づき周辺の環境と調和した景観形成を図ります。

また、建築の際は、周辺住民への早期の情報提供を図り、市、市民及び事業者が相互の話し合いや検討を重視し、周辺環境との調和に取り組みます。

【大規模建築等の景観まちづくりの考え方】

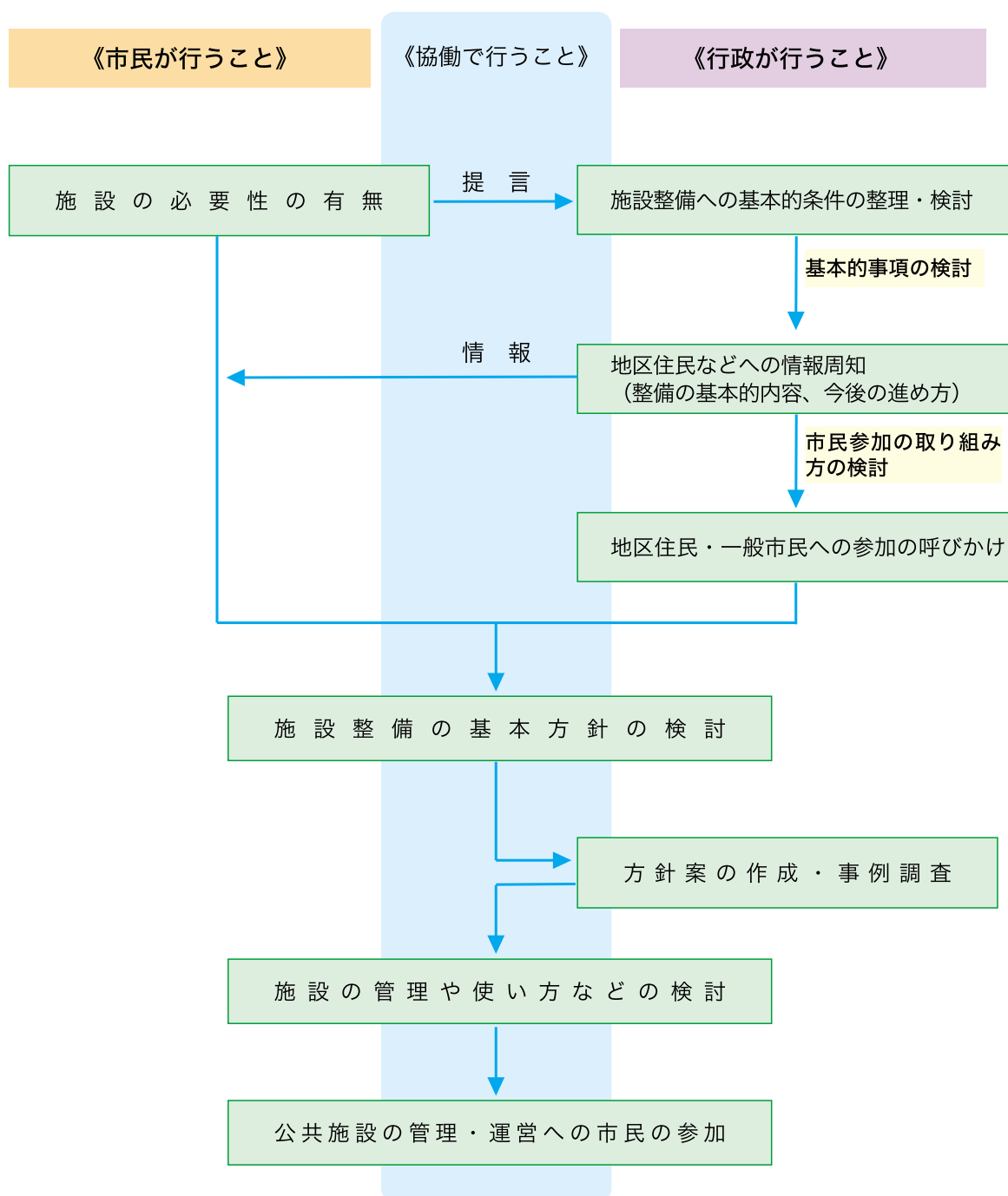


6-4-(5) 公共施設づくりへの市民参加システムの確立

公共施設の計画、実施に際しては、先導的な景観まちづくりが求められます。

今後は、関係する地区の住民あるいは市民全般の参加を求め、良好な景観を模索し、創り出していきます。

【公共施設づくりへの市民参加の考え方】



6-4 景観まちづくりに関する情報提供等の充実

景観まちづくりの推進に向けて、市民への情報提供、学習機会の提供などの充実を図ります。また、優れた景観を表彰、顕彰する制度を創設します。

■景観に対する関心の醸成

パンフレット、広報紙及びホームページの活用によって、景観まちづくりの考え方や活動事例などを紹介し、景観まちづくりに対する関心を醸成します。

また、景観まちづくりの大切さや優れた事例を知るためのシンポジウムや展示会などを開催し、市民と行政、市民と市民が自由に意見交換する機会を充実させます。

■市民への情報提供や相談体制の充実

景観まちづくりに取り組む場合の、活動方法、事例及び専門的知識の情報入手に当たっては、市民が気軽に情報を入手できる体制を充実させます。また、専門家による個別相談やアドバイスは新たな見識により良好な景観が構築できることから、併せて体制の充実を図ります。

■市民の学習機会の充実

市民が景観まちづくりを学習する機会となる「（仮）景観まちづくり出前講座」を設置し、その成果を地域に活かすなど、リーダーとなる人材の育成を図ります。

また、学校教育と連携し、小中学校の総合学習の一環として景観学習を展開するなどの取り組みを推進します。

■市民による評価の仕組みづくりや表彰制度等の充実

市民や事業者による積極的な取り組みを促進するために、景観に優れた事例（建築物、緑化、市民活動の取り組みなど）を表彰する制度及び景観を阻害する事例について顕彰する制度を創設します。

また、その選定や表彰に当たっては、市民、専門家及び各種団体で構成する第三者機関（景観審議会）で審議し、その審議過程や結果についても公開します。

6-5 庁内体制の確立

景観まちづくりを総合的に推進していくため、本計画を基本に市民や専門家などの意見を活かしながら、市としての体制を充実させます。

■総合的な体制の確立

景観行政を担当する所管（専門）組織を設置し、関係部局との連携や調整を強化するとともに、市民対応への総合窓口としての機能を整備します。

■職員の意識の向上

景観まちづくりを推進するためには、担当部局の取り組みだけでなく、日常業務における各部局の取り組みや職員一人ひとりの意識の向上が重要です。このため、職員研修の充実を図るとともに、地域で開催される景観まちづくり勉強会などへ積極的に参加します。

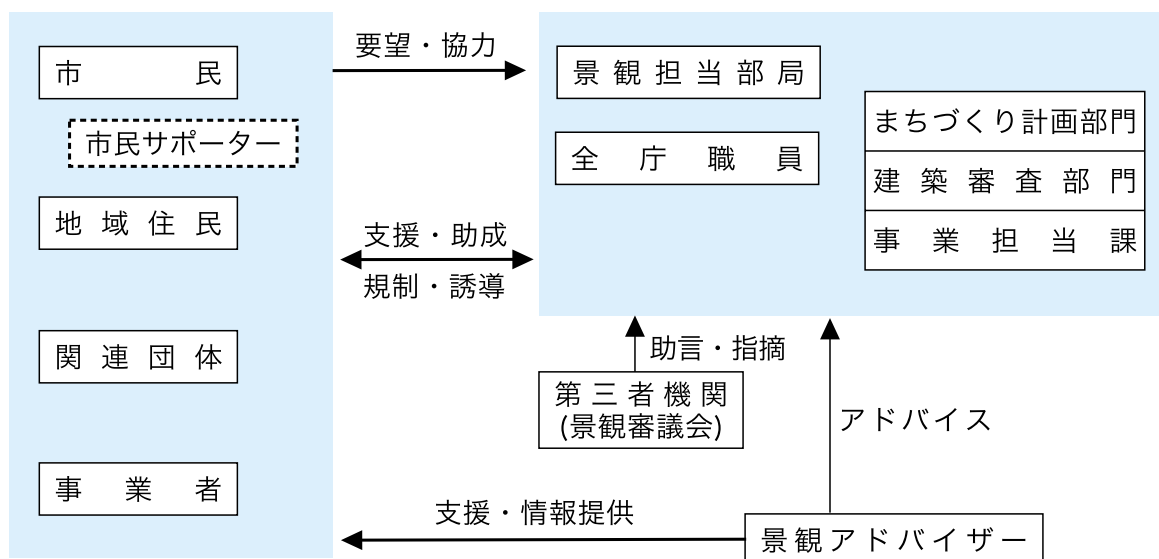
■景観まちづくり推進を担う第三者機関の設置

景観まちづくりを推進するためには、市民や専門家などから幅広く人材を登用して第三者機関を創設し、市民の関心の醸成、市民活動の支援、活動成果の評価及び市の施策への提言などを行っていくことが有効です。このため、市民、専門家及び各種団体によって構成される第三者機関を設置します。

■景観アドバイザー制度の導入

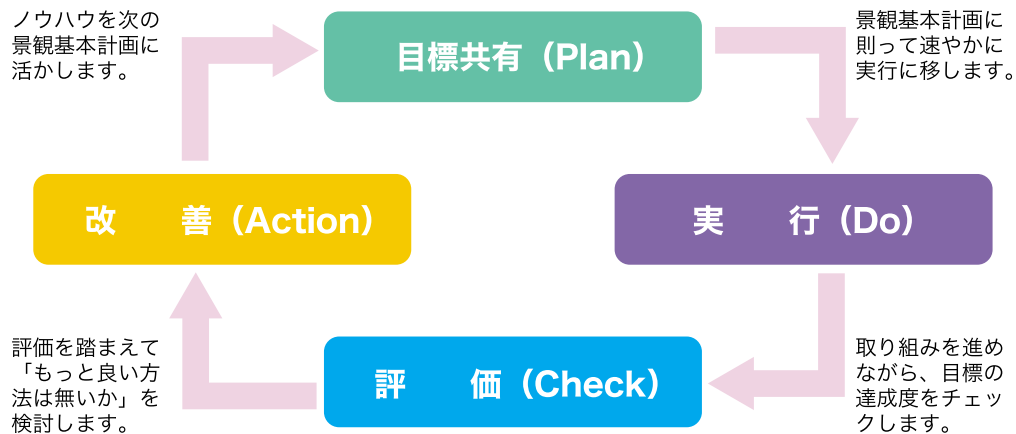
景観担当部局の人材強化とあわせて、専門家の登用を積極的に進め、市の施策及び市民による景観まちづくりへの支援などを充実します。

◆体制の確立イメージ



6-6 施策の評価及び進行管理

景観施策の取り組みは、目標共有 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) を絶えず行うことで、自己満足に終わらず、時流や嗜好の変化にも対応していきます。



目標共有 (Plan)

- ・現状や課題を踏まえつつ、今後、進めるべき景観施策を検討し、景観基本計画を策定します。
- ・策定委員会での検討を通じた本計画の作成が目標共有の段階にあたります。
- ・「目標」となる景観基本計画はPDCAサイクルに則って、評価、改善のプロセスを経て、計画の見直し、新たな景観基本計画の策定に繋がっていきます。

実行 (Do)

- ・景観基本計画に沿って、早期に実行する取り組みから順次実行に移します。（本計画第6章における景観まちづくりの推進施策にあたる）

評価 (Check)

- ・取り組みを進める中から、目標に向かって正しく取り組みが進んでいるかチェックします。
- ・評価は市と市民が協働して行います。（例えばモニタリングやアンケート調査を行うなど）
- ・まちづくりや観光への影響など市がデータを有しているものは市が中心に、評判や取り組みの実感からの反省などは市民が中心となるなど、それぞれの役割に応じた評価を行います。

改善 (Action)

- ・評価を踏まえて、うまく進んでいないところについては「どう改善すればよいのか」を検討して、改善策を実行します。
- ・ニーズの変化など景観形成を取り巻く環境の変化が見られる場合には、新たな流れにどう対応していくのか戦略づくりを行います。

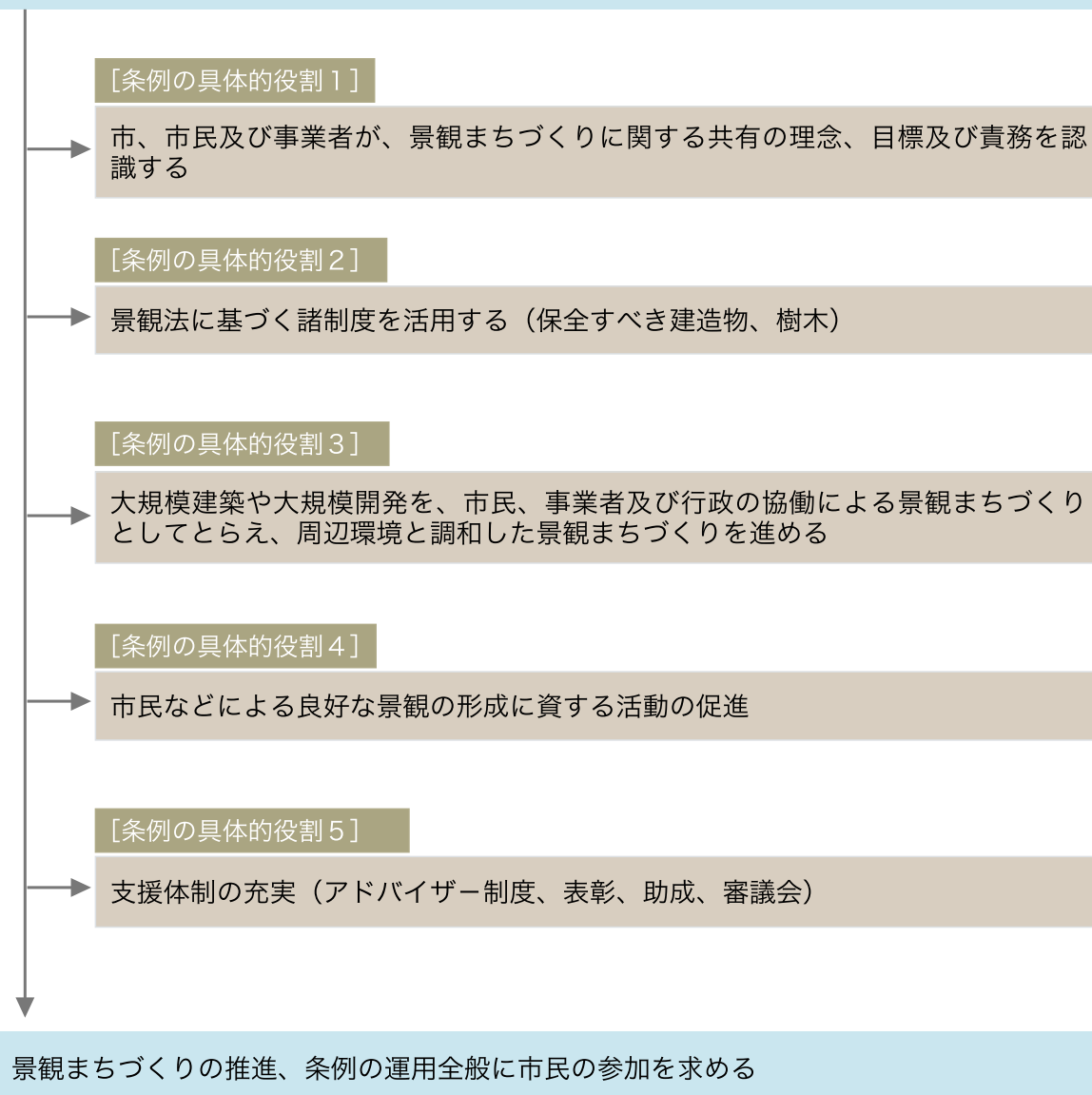
6-7 景観条例の制定

■景観条例の位置付け

景観条例は、景観法の理念などを踏まえて市町村が積極的に景観形成を進めるための条例であり、建築行為や屋外広告物の設置などの基本的なあり方、市民や事業者が景観まちづくりに取り組む際の支援方策などを明らかにするものです。

■景観条例の基本的な方向

市民の発意や取り組みを基本とした多様で創造的な景観まちづくりを進めるため、市、市民及び事業者の共通のルールとして定める



資 料 編

写

平成 20 年 3 月 21 日

日向市長 黒 木 健 二 様

日向市景観審議会
会長 出 口 近 士

「日向市景観基本計画」に関する要望

標記について、日向市景観審議会設置要綱第 2 条に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、下記の事項を十分尊重し、計画の基本理念及び基本目標の実現に積極的に取り組まれるよう要望します。

記

- 1 良好な景観は全市民の「共有財産」であることを踏まえ、行政と市民がそれぞれの役割に応じて共に魅力ある景観づくりを進めていくための「市民共有」の指針として、あらゆる機会を通じて計画の趣旨と内容の公表に努められたい。
- 2 景観づくりに対する市民の要望が多様化しており、これまでのように行政が画一的な施策を講じるだけでは、これらの要望に的確かつ迅速に対応できない状態である。このため、今後は行政、事業者、市民の役割分担を一層明確にして、「市民協働」による景観づくりに努められたい。
- 3 市は先導して、景観の保全及び良好な景観の形成に努められたい。
- 4 景観づくりに関する活動等を的確に把握し、行政として積極的に関与・支援するとともに、それらの成果を政策や事業に常にフィードバックできるように策定後の進行管理に努められたい。

日向市告示第137号
平成19年9月11日

日向市景観審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、良好な景観形成の実現に向けた日向市景観基本計画を策定するために設置する日向市景観審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日向市景観基本計画に関する事項について審議する。

(組織)

第3条

審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の役員及び職員
- (3) 市民及び市民団体の代表者
- (4) 行政団体の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、日向市景観基本計画の策定までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は審議会を統括し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するために、特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見、事情等の聴取を行うことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。